

建設キャリアアップシステム推進について

協力会社 各位

岩田地崎建設株式会社

当社では、現場で働く技能者の処遇改善・将来のキャリアの見える化につながる基本的なインフラとして、国土交通省等の関係省庁、振興基金、関係団体により運営される建設キャリアアップシステムを積極的に推進しています。将来的に、建退共電子申請やグリーンサイトとの連携も視野に入れていることから、建設キャリアアップシステムへの登録をお願いします。

現場での就業履歴蓄積には、協力会社の皆様の「事業者登録」と、そこで働かれている技能者一人ひとりの「技能者登録」（カードの取得）が必要となります。

尚、事業者登録及び技能者登録は一度登録すれば、他社の元請の建設キャリアアップシステム登録現場への入場時も利用可能となります。

【協力会社の皆様へのお願い】(当社の現場に入場する会社については、積極的にご指導願います。)

- ① 速やかに事業者登録をすると共に、傘下の事業者の方に早期の登録を促していただくようお願いいたします。
- ② 技能者登録については、社会保険番号など技能者本人では把握、記入しづらい項目がいくつかあり、技能者本人の負担軽減、登録促進のため、技能者が所属されている会社が、本人の同意を得て代行申請をお願いします。

建設キャリアアップシステムを運用している建設業振興基金のホームページは以下の通りです。申請の書類やQ&A等が記載されておりますのでご活用下さい。

リンク先 <https://www.ccus.jp/>

事業者登録 https://www.ccus.jp/p/application_jigyousya

技能者登録 https://www.ccus.jp/p/application_ginousya

【重要！既に事業者登録及び技能者登録をされている協力会社の皆様へ】

現場運用マニュアル（ポイント抜粋版）をご覧の上、ご対応願います。

以下の登録が未処理の場合は、当社の現場に入場する技能者の方が、カードリーダーにタッチをしても就業履歴は蓄積されませんのでご注意願います。

リンク先 https://www.ccus.jp/p/site_manual

第5章 元請事業者と下請事業者の施工体制の登録

1. 施工体制登録の作り方（要請編）⇒ 上位事業者から下位事業者を要請する方法
2. 施工体制登録の作り方（承認編）⇒ 下位事業者が承認する方法
3. 現場作業員一覧の作り方 ⇒ 現場に従事する技能者を登録する方法

お問合せ先

岩田地崎建設株式会社 業務部 菅原・谷口 電話 011-221-2223

建設業の今とこれからをみんなで支える



建設キャリアアップシステム



建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの
「技能」と「経験」を
 しっかりと「認め」「育てる」仕組みです

point

①

技能者の 処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップや建退共で退職金を積み立てて、処遇の改善を実現します。



point

②

明確な キャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となります。



point

③

施工能力の 見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保ができます。



技能者を評価する仕組み

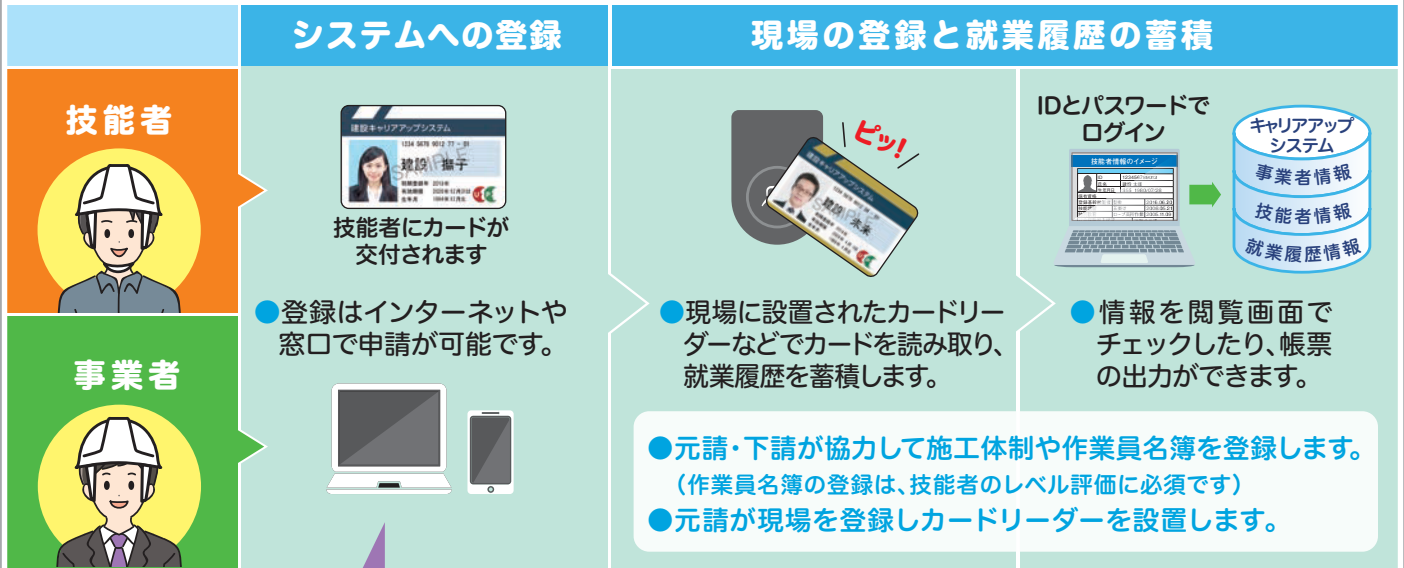
- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた (白 → 青 → 銀 → 金) カードを交付して評価。

事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。

建設キャリアアップシステムは、2023年度を目標として、あらゆる工事で完全実施！

就業履歴の蓄積にはシステムへの登録が必要です



登録の代行申請をおすすめします！

- 代行申請により、技能者本人から同意を得た事業者が、技能者の登録申請を行えます。また同様に、同意を得た事業者が他事業者の代行申請も可能です。
- 新規登録には、早くて安心な窓口(認定登録機関)がおすすめです。

技能者のメリット

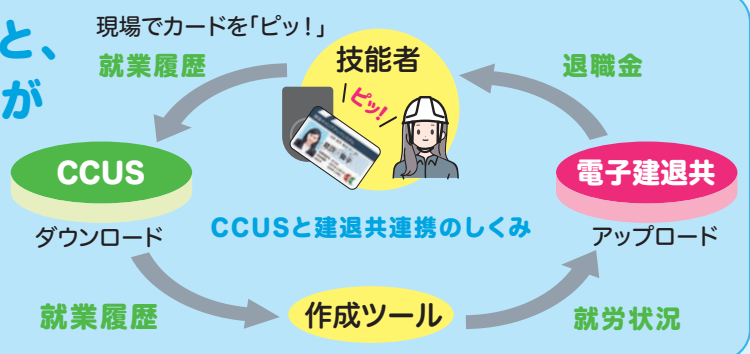


事業者のメリット



「ピッ!」とカードをタッチすると、
建退共で退職金の掛金310円が
積み立てられます。

- 電子申請により、掛金の納付がより確実に実施されます。
- 元請、下請事業者の事務作業が大幅に軽減します。



CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。

